

議案第45号

守口市奨学資金条例を廃止する条例案

守口市奨学資金条例を廃止する条例を、次のように制定する。

平成30年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市奨学資金条例を廃止する条例

守口市奨学資金条例（昭和44年守口市条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の守口市奨学資金条例（以下「旧条例」という。）の規定により修学上必要な奨学資金の貸付けを受けた者で、この条例の施行の際現に当該奨学資金の返還が完了していないものについては、旧条例第9条から第12条までの規定は、なおその効力を有する。

（守口市附属機関条例の一部改正）

3 守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前					改 正 後				
第1条 略					第1条 略				
（設置）					（設置）				
第2条 略					第2条 略				
（1）略					（1）略				
（2）教育委員会の附属機関					（2）教育委員会の附属機関				
名称	担任する事務	委員			名称	担任する事務	委員		
		定数	構成	任期			定数	構成	任期

守口市 奨学生 選考委 員会	守口市奨学資金条 例（昭和 44 年守口 市条例第 13 号）第 3 条第 3 項の規定 による奨学生の選 考についての審査 に関する事務	10 人 以 内	<u>1</u> 学識経験者 <u>2</u> 関係教育機 関の職員 <u>3</u> 市の職員 <u>4</u> その他教育 委員会が適当 と認めた者	<u>2</u> 年		
守口市 幼児教 育振興 審議会	略				守口市 幼児教 育振興 審議会	略
略					略	
以下 略					以下 略	

（守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部改正）

- 4 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例（平成 27 年守口市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 1 条から第 4 条まで 略	第 1 条から第 4 条まで 略
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）

項	執行機関	事務
略		
9	教育委員会	守口市奨学資金条例(昭和44年守口市条例第13号)に関する事務であって規則で定めるもの
10	略	

別表第2 略

別表第3 (第3条関係)

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	略			
2	教育委員会	守口市奨学資金条例に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
3	略			

項	執行機関	事務
略		
9	略	

別表第2 略

別表第3 (第3条関係)

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	略			
2	略			

(守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第2項の規定によりなおその効力を有するとされた旧条例第9条から第12条までに規定する事務の処理に係る個人

番号の利用、当該事務を処理するために保有する特定個人情報の利用及び当該事務に係る特定個人情報の提供については、前項の規定による改正後の守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。